

**令和9・10年度
建設工事に係る競争入札参加資格審査の
主な改正事項等**

**令和8年9月
福井県土木部土木管理課**

1 令和9・10年度資格審査について

2 特別項目点数の改正事項

- ①女性専用トイレ・更衣室の整備
- ②「ふくい障がい者おしごと発注パートナー登録制度」の登録
- ③電子マニフェストの導入
- ④県実施アンケートへの回答
- ⑤削除する項目について

3 就業実態調査のアンケートについて

1 令和9・10年度資格審査について

1 令和9・10年度資格審査について

1 申請期間

令和8年11月1日(日)～令和8年12月31日(木)

※申請期間内の消印があるものに限り有効

2 経営事項審査の審査基準日

令和7年5月31日(土)～令和8年12月31日(木)

※上記期間に終了する事業年度に係る経営事項審査を受審していること

1 令和9・10年度資格審査について

3 資格適用期間

令和9年5月1日(土)～令和11年4月30日(月)

※資格適用後であっても、資格審査の要件を満たさなくなった場合などには、資格を取り消し、または停止することがあります。

※資格者が県発注工事の受注者として備えるべき営業所の要件を満たしているか確認するため、土木事務所職員が営業所実態調査を実施する場合があります。調査対象となった際は、ご協力をお願いします。

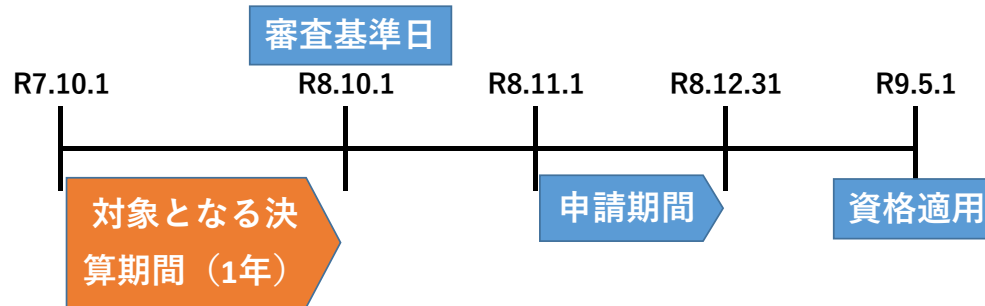
1 令和9・10年度資格審査について

○資格審査を受けるために必要な経営事項審査の有効期間について

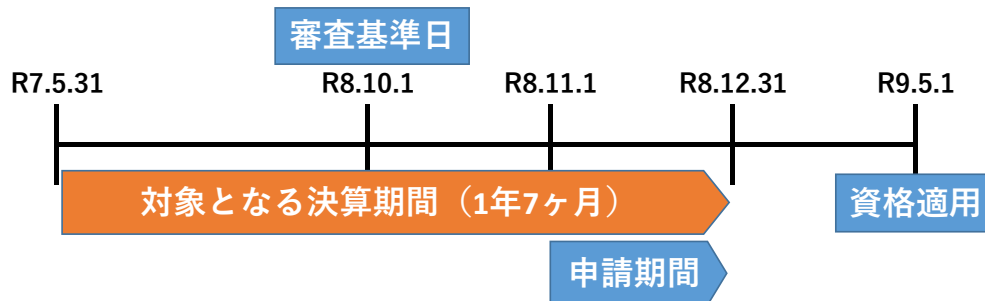
入札参加資格審査に使用する経営事項審査結果の有効期間を審査基準日の直前1年から申請期間の末日の直前1年7ヶ月に変更する。

有効な結果が複数ある場合は、その時点で最新のものを提出することとする。

・ 変更前の有効期間：審査基準日（10月1日）から1年前まで



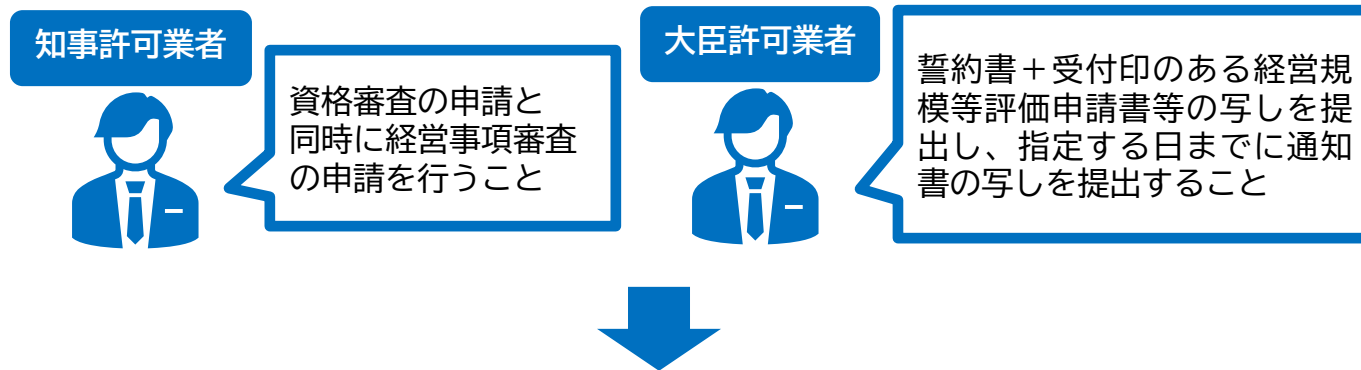
・ 変更後の有効期間：申請期間の末日（12月31日）から1年7ヶ月前まで



1 令和9・10年度資格審査について

○定期申請時に経営事項審査の申請をしていない場合の取り扱いについて

定期申請において、申請時に経営事項審査の申請をしていない場合の取り扱い（誓約書）を廃止し、申請時において有効な経営事項審査の結果通知書を必ず提出することとする。



令和9・10年度の定期申請からは



必ず申請時点で有効な
結果通知書の提出が必要



1 令和9・10年度資格審査について

注意

※一度申請した後に、新しい審査基準日の経審結果通知を受けても、申請書類の差替え等はできません。

※12月中に経審結果通知を受け、その結果を使用して資格審査の申請を行いたい場合

① 原則10月末までに経審の申請を行うこと

② 新しい結果の交付を受けるまで、資格審査申請を行わないこと

(知事許可業者の12月の経審結果通知は、12月10日付、20日付の2回です)

以上2点のルールをお守りいただくようお願いいたします。

※12月末までに令和8年の経審結果通知を受けられない場合は、前年(令和7年)の結果通知書を使用して申請してください。

1 令和9・10年度資格審査について

3 申請方法

- ①電子申請<<ふくeネット電子申請>>での申請
- ②次に掲げる書類の送付（持参または郵送）
 - ・①の電子申請で入力した様式を印刷したもの
 - ・電子申請で入力する様式以外の様式
 - ・税に滞納がない旨の証明書（同意書）、登記事項証明書
 - ・その他の添付書類

※注意事項

- ・①および②の両方の手続を申請期間内に完了すること
- ・②について、郵送の場合は申請期間内の消印があるものを有効として取り扱う

1 令和9・10年度資格審査について

4 提出先

区分	主たる営業所	提出先
県内 業者	福井市、永平寺町	福井土木事務所 総務課
	あわら市、坂井市	三国土木事務所 総務課
	大野市、勝山市	奥越土木事務所 総務課
	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 総務課
	敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	敦賀土木事務所 総務課
	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	小浜土木事務所 総務課
県外 業者	県外(県内に営業所があるものを除く)	土木管理課 建設産業・人材支援室

1 令和9・10年度資格審査について

5 メールアドレスについて

- ・資格審査で登録するメールアドレスを用いて、土木管理課からの情報提供やイベント等の広報のため、メールマガジンを活用しています。
- ・登録したメールアドレスによっては、メールマガジンが活用できない場合がありますので、メールマガジンを希望する際には、自社のPCのメールアドレスを登録していただきますようお願いいたします。

※携帯のメールアドレスはメールマガジンで使用できません。

※今回の申請から、申請者(代表)のメールアドレスと申請担当者のメールアドレスを別で入力するよう申請フォームを改修しました。

行政書士に申請を委任する場合は、申請担当者のメールアドレスに行政書士事務所のメールアドレスを入力してください。

2 特別項目点数の改正事項

- ①女性専用トイレ・更衣室の整備
- ②「ふくい障がい者おしごと発注パートナー登録制度」の登録
- ③電子マニフェストの導入
- ④県実施アンケートへの回答
- ⑤削除する項目について

2 特別項目点数の改正事項

①女性専用トイレ・更衣室の整備

○女性が働きやすい職場環境づくりの推進を目的とし、以下の加点を行います。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
社会性 (10)女性活躍支援	・申請期間の末日において、主たる営業所に女性専用トイレを有しているもしくは整備予定である者	1／100
	・申請期間の末日において、主たる営業所に女性専用更衣室を有しているもしくは整備予定である者	1／100

<提出書類>

1 女性専用トイレ・更衣室を有している場合

・写真(女性用と標示があること)

2 女性専用トイレ・更衣室を整備予定である場合

・2年以内に整備する旨の誓約書(次回申請時に写真を添付、整備できていなければ減点)



※写真イメージ

<備考>

加点対象となる女性専用トイレ・更衣室の要件は「女性の就業環境快適化整備事業補助金」の補助対象要件と同様とする。

2 特別項目点数の改正事項

②「ふくい障がい者おしごと発注パートナー登録制度」の登録

○県内障がい者就労施設における就労機会の拡大を目的とし、以下の加点を行います。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
社会性 (11)障がい者支援	申請期間の末日において、「ふくい障がい者おしごと発注パートナー制度実施要綱」に基づき、「ふくい障がい者おしごと発注パートナー」に登録している者	1/100

<提出書類>

- ・登録証の写し

令和8年度
ふくい障がい者
おしごと発注
パートナー
募集中

「丁寧に
お仕事をさせていただきます」

県内に事業所を置く企業・団体等の皆さま
障がいのある方の経済的、社会的自立を
応援しましょう！

募 集 期 間
9/30迄

県では、障がい者の賃金・工賃向上に向けた取組みの一つとして、障がい者就労施設への業務委託や、施設からの物品・サービスの提供などに取組む企業・団体等を「ふくい障がい者おしごと発注パートナー」として登録し、その取組を広く公表・PRさせていただきます！

POINT 1 /
障がい福祉分野に
理解ある企業・団体等
として県がHP等で
対外的にPR！

POINT 2 /
パートナーの
はびろーロゴマークが
名刺や社内案内等で
使用可能！

POINT 3 /
一定額以上の
委託や発注実績の
パートナーの積極に
知事表彰を実施！

登録基準
(1) 継続して障がい者就労施設への発注等に結び込む事業を有していること
(2) 前年度（4月～3月を1年）において県内の障がい者就労施設への発注等の実績がある 等

登録期間
登録の日から令和9年8月末まで

登録方法
(2通り)
(1) 登録を希望する企業・団体の自費 登録書（様式第1号）を提出
(2) 障がい者就労施設からの推薦 企業の了解を得たうえで登録推薦書（様式第2号）を提出

問合せ・届出先
福井県健康福祉部障がい福祉課
0776-20-0338
syogai@pref.fukui.lg.jp

2 特別項目点数の改正事項

③電子マニフェストの導入

○電子マニフェストの導入を進めることで、産業廃棄物処理業務の効率化や、不法投棄防止など適正処理の確保を図るため、以下の加点を行います。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
社会性 (19)電子マニフェスト	申請期間の末日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5に規定する電子マニフェストシステムに加入している者	1/100

<提出書類>

- ・(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが発行する加入証の写し



2 特別項目点数の改正事項

④県実施アンケートへの回答

○アンケートの回収率を向上させ、県が実施する生産性向上に向けた施策に事業者の声を反映させるため、以下の加点を行います(土木一式、舗装のみ)。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
社会性 (14)建設業従事者 雇用	令和7年度に土木管理課が実施した「福井県の建設産業における生産性向上の取組に関するアンケート」へ回答した者	0.5／100

<提出書類>

なし(土管課保有の回答データにより確認)

2 特別項目点数の改正事項

⑤削除する項目について

削除	分野	項目	評価項目	削除理由	対象業種
	技術力	③安全管理	・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）またはISO45001の認定を受けていること（1/100）	他県においても加点項目として いる県が少ないため	6業種
	経営力	⑥経営状況	・経営事項通知書に記載された評点（Y）の数値が 1,000以上（1/100）、1,100以上（2/100） ・経営事項通知書に記載された評点（X2）の数値が 454（▲2/100）	経営事項審査で評価されている ため	6業種
	経営力	⑥経営基盤強化 エ	・新事業チャレンジステップアップ事業助成金の 交付を受けていること（5/100）	過去3回に渡り加点対象がおらず、 加点による効果が小さいため	6業種
	社会性	⑨就業体制	・4週8休または年間休日120日以上を就業規則に 規定し、届け出ている者（1/100）	完全週休二日制を推進するため	6業種
	社会性	⑪障がい者雇用	・障害者雇用調整金・報奨金の支給を受けているこ と（1/100）	加点対象が少なく、加点による 効果が小さいため	6業種
	社会性	⑭次世代育成雇用環境 整備 ア	・次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき 一般事業主行動計画を策定し労働局に届け出てい ること（1/100） ・同法第13条の規定に基づき認定を受けていること （1/100）	経営事項審査で評価されている ため	6業種
	社会性	⑭次世代育成雇用環境 整備 イ	・県の父親子育て応援企業に登録（1/100）	登録制度が廃止されたため	6業種

3 就業実態調査のアンケートについて

3 就業実態調査のアンケートについて

福井県建設産業就業実態調査(仮称)について

<概要>

建設産業担い手育成事業および建設産業女性活躍推進事業の一環として県内の若手職員や外国人労働者の雇用状況、補助金の効果について把握するため、「福井県建設産業就業実態調査(仮称)」を実施します。

<実施方法>

土木管理課内HP(令和9・10年度建設工事に係る競争入札参加資格審査)の回答フォームから回答し、受信確認画面を印刷したものをその他の資格審査提出資料と併せて提出してください。

※県内の就業実態を把握する目的のみに使用することから、資格審査の審査結果には全く影響しません。